

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 16 号に掲げる小型定置漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 8 年 6 月 17 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及びその他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
小型定置漁業	1 人	定めなし	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた区域 ア 40° 44' 18.057" N 141° 26' 25.085" E イ 40° 44' 21.663" N 141° 27' 18.473" E ウ 40° 43' 55.527" N 141° 27' 21.464" E エ 40° 43' 51.461" N 141° 26' 33.982" E	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで	東共第 14 号共同漁業権の組合員行使権者	令和 8 年 6 月 17 日から 令和 8 年 7 月 31 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 許可区域内に敷設する漁具の数は、1 ヶ統とすること (2) さけ再生産用親魚の確保のため、知事が操業の停止又は親魚の提供を指示した場合は、これに従うこと (3) 許可期間中、知事が、敷設している漁具の引揚げを指示した場合は、これに従うこと
	1 人	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた区域 ア 40° 47' 12.539" N 141° 25' 32.998" E イ 40° 47' 14.860" N 141° 26' 25.264" E ウ 40° 46' 49.672" N 141° 26' 27.859" E エ 40° 46' 45.772" N 141° 25' 35.762" E					